

第2章 くらしやすらか「安心実感都市」の実現

1 災害に強いまちづくり

都市像	2	くらしやすらか「安心実感都市」の実現	
	21	災害に強いまちづくり	
施策の大綱	施策の大綱		火災・水害・地震などの災害から市民の生命と財産を守ることができる、より安全で快適な生活環境の形成が求められています。 このため、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に抑えられるよう、総合防災体制の強化とともに都市施設の耐震性の向上を図ります。また、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の結成と育成強化に努めるとともに、情報通信システムなどを活用した高機能防災ネットワークを確立し、災害に対する安全性を一層強化します。 災害の未然防止の取り組みとして、安威川ダムの建設を促進するほか、市民の身近な自然空間である河川・水路の整備改善などを図り、人と自然との共生に配慮した治山・治水対策を進めます。 消防救急については、増加する救急需要に対処するため、救急体制の高度化を図るほか、救命講習を推進し救命率の向上に努めます。
		211	防災体制の充実
		目指すべき姿	・「自分たちの地域は自分たちで守る」意識が広まっています。 ・自主防災組織の結成率が向上しています。 ・市民がいつでも防災情報を得ることができます。
		将来計画	1 総合防災体制の強化 庁内の体制、計画については、危機管理監を設け、組織、体制を強化するとともに、地域防災計画の改定、業務継続計画の策定などを行っている。今後も、引き続き、計画に基づく対応がなされるよう、計画の徹底に努める。また、備蓄物資・資機材については、市内の適所に備蓄、配備し、備えている。さらに、防災行政無線のデジタル化など連絡・指示システムの強化を図った。 今後は、業務継続計画の充実を図り、大規模災害時の対応の明確化、職員への徹底に努めることとしている。 市民レベルでの体制については、自主防災組織の設立に努め、組織率が80%を超えるに至っている。一方で、住民の参加（防災訓練への参加状況等から）、意識の向上について課題が感じられる。 このため、引き続き、啓発活動を行う。あわせて地域における要援護者対策の推進にも努めていく必要がある。災害時の避難所運営についても、多くの避難者の利用を想定し、住民による自主運営が円滑、適正に行われるよう必要なきめ細かな情報提供を行っていくべく取り組んでいるところである。 これまでの取り組みを進めているが、ゴールは存在せず、不断の取り組みが必要であり、体制の強化・充実に努めていく。 大規模災害時の体制の基本的な考え方は、まずは「自助」、「共助」であり、これが個人、地域で行われるような情報提供、啓発活動、自主的な取り組みへの支援を進める。また、「公助」の体制強化を継続的に進め、この3つが連携した体制としていく。

関連課	危機管理課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項 目		
総合防災体制の強化	(1) 地域防災計画の充実	・ 東南海・南海地震対策や短時間集中豪雨対策等について、課題を明確にして地域防災計画に反映させ、定期的に見直すなど、地域防災計画のより一層の充実を図ります。	B
	(2) 防災対策の充実	・ 地震や風水害の災害時における避難所、避難路の整備、緊急物資の確保、防災関係機関との協力体制の充実に努めます。	B
	(3) 自主防災の促進	・ 災害に備えて、災害時の行動や避難場所、家庭での飲料水・生活物資の備蓄など、防災知識の普及を図ります。	B
		・ 防災ハンドブックの見直しやホームページの活用により、市民の防災に関する意識のより一層の向上に努めます。	B
		・ 自主防災組織の結成を促進するとともに防災倉庫や防災資機材等を配備し、市民の自主的な防災活動を支援します。	B
	(4) 防災情報ネットワークの充実	・ 防災無線の多重化に努め、また、携帯電話やパソコンを活用し市民や防災関係機関と防災情報の共有化を図り、防災情報ネットワークの充実に努めます。	B
	(5) 災害弱者対策の推進	・ 災害時にも迅速かつ正確な安否確認ができるよう、地域における協力体制の推進に努めます。	B
		・ 障害者や高齢者等に配慮した避難所の整備を図ります。	B
	(6) 自然災害以外の危機事象対策の確立	・ 各種危機事象の全体像の把握と市民の安全確保のための計画等の策定に努めます。	B

※各施策の将来計画共通

将来計画の取組状況	内容
A	取り組んでおり、達成済みまたはH27. 3までに達成の予定
B	取り組んでおり、H27. 4以降も引き続き取り組む予定
C	検討しているが、取り組めていない
D	方向性が変わるなどの理由で取り組んでいない

都市像 2 くらしやすらか「安心実感都市」の実現		
	施策	212 災害対策の推進
	目指すべき姿	・狭隘道路の拡幅整備が促進されています。 ・道路のネットワーク形成が促進されています。 ・道路構造物の耐震強化されている割合が増加しています。 ・道路台帳の整備が進んでいます。
	将来計画	1 災害時の被害抑止対策
	施策の取組状況まとめ	道路については、橋梁の耐震診断、改修を進めているところである。下水道についても長寿命化の視点も含め、耐震化の促進に努めているところである。改修等が必要な施設が未だ多く存在している状況にあり、スピードアップを図ることが必要である。 災害時の緊急交通路、避難路となる道路整備や狭隘道路の整備については、都市計画道路の計画的整備、細街路網整備事業により推進しているところである。地権者との交渉等の課題があるが、引き続き推進していく。 市有建築物の耐震化は、H27年度の耐震化率目標の90%を達成。耐震化未着手の施設について対応を進める。また、道路付帯施設についても、現状を把握し必要な対策を講じる必要がある。 民間建築物については、木造戸建住宅を対象に耐震化を促進（耐震改修補助制度）している。しかしながら、H27年度の耐震化率90%を達成するのは困難な見通しである。特に、共同住宅は、建て替えに際しての合意形成などの課題が存在することから、耐震化率は伸びない状況にある。 国において耐震改修促進法の改正が行われ、特定建築物等の耐震診断、耐震改修の促進のための施策が進められており、市においても、耐震改修促進計画を変更し、沿道において耐震診断の義務化、診断結果の公表が必要な緊急交通路の指定を行い、診断に対する補助の拡充を図った（H26から実施）ところである。また、法改正に伴う耐震改修促進計画の見直しを行い、現在の課題を踏まえた新たな取り組みについて検討し進めていくこととしている。

関連課 都市政策課、審査指導課、建設管理課、道路交通課、建築課、下水道課、水道総務課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
災害時の被害抑止対策	(1) 狭隘道路の拡幅	・避難道路として、狭隘道路の拡幅整備に努めます。	B
	(2) 道路網の整備	・ネットワーク化された道路として、都市計画道路をはじめ市域内道路の整備を進めます。	B
	(3) 都市施設の耐震性の向上	・上下水道、電気、ガスのライフライン施設のほか、道路、橋梁等の道路構造物や建築物の耐震補強を図ります。	B
	(4) 道路台帳の整備	・道路台帳の境界点網図の整備を進め、災害後の境界復元を図ります。	B

都市像 2 くらしやすらか「安心実感都市」の実現		
施策	213 治山・治水の推進	
	目指すべき姿	・安威川水系の治水対策が進んでいます。
	将来計画	1 治山対策 2 治水対策 3 安威川ダム建設推進
施策の取組状況まとめ		安威川流域の治水対策の中核となる安威川ダムは、H25に転流工に着手、H26から本体工事に取りかかりH32年度完成、H33年度供用を目標としている。ダム事業の推進にあたっては、水源地域対策特別措置法に基づく整備等を進めているところ。ダムの完成や山間部における他のプロジェクトの進捗を踏まえ、ダム湖及び周辺の魅力向上に向けた取り組みを本格化させる必要がある。 河川についても府において改修が進められ、50mm/h対応はほぼ完了した。 一方、近年、短時間、局地的な豪雨が多く発生し、浸水被害の発生も見られる。雨水排水対策の一層の推進が必要である。 土砂災害に対しては、知識の普及や大雨時での情報伝達体制の整備を進めてきた。今後、住民等による地域の点検や意識の向上を図るための方策（マップづくりなどを契機に）を進める。 土砂災害防止法が改正されており、地域指定が進められているが、今後、移転等を促進する必要がある可能性がある。

関連課 危機管理課、北部整備推進課、下水道課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
治山対策	(1) 土砂災害情報相互通報システムの整備	・土砂災害情報を住民と行政機関が相互に通報するシステムの整備を図り、インターネット情報として市民に発信します。	B
治水対策		・各河川の改修を大阪府に強く要望します。	B
		・下水道整備と一体となった総合治水対策を図り、水路改修や維持管理に取り組みます。	B
		・調整池等の設置を促進するほか、長期的な視野に立って浸透ます等の設置を促進します。	B
安威川ダムの建設推進	(1) 安威川ダムの建設	・安威川流域住民の生命と財産を水害の危険から守るとともに、水と緑の空間の創造に寄与する安威川ダムの完成を促進します。	B
	(2) 地域整備の推進	・水源地域整備計画に基づき、関係地域の生活基盤や環境整備の推進に努めます。	B

都市像 2 くらしやすらか「安心実感都市」の実現		
	施策	214 消防・救急体制の充実
	目指すべき	・火災発生率が低下しています。 ・火災による死亡者が減少しています。 ・救命率が向上しています。
	将来計画	1 消防体制の充実強化 2 救急業務の充実強化 3 火災予防の推進
	施策の取組状況まとめ	常備消防の体制、資機材については、計画的な整備を進めてきた。今後も、トンネル火災、水難事故、危険物等、多種多様化する事態を想定し、体制の充実、資機材の整備を進めていく必要がある。 消防団については、市民生活の変化等を踏まえ、新たな視点での充実が必要であることから、消防団の受け持ち区域などについて協議を進めている。また、女性消防団員の登用など、時代の要請に応えた見直しを図っている。 住民への防火・防災意識の向上を図ることが必要であることから、今後も自主防災組織との連携を図りながら継続していく。

関連課 消防救急救助課、消防警備課、消防警防課、消防総務課、消防予防課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
消防体制の充実強化	(1) 常備消防体制の強化	・市街地の拡大に応じた消防力の充実強化を図ります。	B
	(2) 施設・資機材の充実強化	・消防総合情報システムの高機能化を図ります。	B
		・消防等資機材の充実に努めます。	B
		・耐震性貯水槽等の消防水利の充実に努めます。	B
	(3) 消防団の活性化	・消防団の計画的な教育・訓練を実施するとともに、多様な分野の活動と連携し、活性化を推進します。	B
救急業務の充実強化	(1) 救急体制の高度化	・医療機関と密接な連携を図り、より高度な救急業務の推進に努めます。	B
		・救急救命士等の教育体制を充実させ、資質の向上に努めます。	B
	(2) 自主救護能力の向上	・救命講習を積極的に実施し、救命率の向上に努めます。	B
火災予防の推進	(1) 防火思想の普及と防火体制の確立	・多種多様な広報媒体を活用した防火思想の啓発と、防火訓練や防火講演等を通じて地域家庭における防火意識の高揚を図り、地域ぐるみの防火体制の充実強化を推進します。	B
		・事業所等における防火管理者や危険物取扱者等の資質の向上を図り、事業所内における防火体制を確立します。	B
		・一般住宅については、消火器や警報器を設置するなど、火災予防対策を推進します。	B
	(2) 予防業務執行体制の強化	・高機能消防総合情報システムを活用し、予防査察業務体制を強化するとともに、違反処理事務の合理化を推進します。	B

2 暮らしを守る安全の確保

都市像	2	くらしやすらか「安心実感都市」の実現	
	22	暮らしを守る安全の確保	
	施策の大綱	日々の生活において、安全で安心して暮らせることは、すべての市民の願いであり、誰もが安全でやすらかな市民生活が送れる地域社会の実現が求められています。 このため、犯罪のない環境づくりに向けて、関係機関と緊密な連携をとりながら、地域ぐるみの防犯活動を推進し、日常生活における犯罪不安の要因の解消、犯罪発生の防止や暴力追放に努めます。 また、交通事故から市民の生命を守るために、交通安全思想の啓発・普及と交通安全教育の推進とともに、道路交通安全施設の計画的な整備と充実を図り、交通弱者にやさしい環境づくりを進めます。 安全で豊かな消費生活を送ることができるよう、商品や契約に関する情報提供や消費生活上の様々なトラブルに対応する相談業務の充実にも努めるとともに、関係機関と連携して食の安全性の確保に努めます。 上下水道については、施設の更新と耐震化を進め、より安全で安定した水の供給に努めるとともに、汚水処理及び雨水排水施設などの効率的な整備を推進します。	
	施策	221 防犯対策の推進	
	目 き 指 姿 す べ	・ 犯罪発生件数が全国平均を下回っています。 ・ 青少年の問題行動、補導件数等が減少しています。	
	将 来 計 画	1 防犯体制の充実 2 防犯意識の高揚 3 地域安全活動の促進 4 環境の整備 5 青少年育成組織・団体の活動の活発化	
	状 況 策 ま の 取 組	暴力団排除条例の制定、防犯カメラの設置促進(補助制度の創設)、青色パトロール車でのパトロールなどの取り組みを進めてきている。 茨木市安全なまちづくり推進協議会、防犯協会や青少年健全育成運動協議会と連携を進めてきた。今後も、関係機関との連携を強めていく。	

関連課	危機管理課、青少年課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項 目		
防犯体制の充実		・ 広報や啓発活動に努め、警察、防犯協会、学校、地域と連携して、暴力追放運動やひったくり撲滅運動、子どもを犯罪から守る運動などを積極的に推進することを通じて、全市的な防犯体制の充実に努めます。	B
防犯意識の高揚		・ 市民生活の安全を確保するため、警察、防犯協会、学校、関係機関などと連携して、市民の防犯意識の高揚に努めます。	B
地域安全活動の促進		・ 地域での安全確保を図るため、交番の増設や重点的パトロールの実施など警察活動を要望するとともに、地域住民による自主的な防犯パトロールなどの地域活動を支援します。	B
		・ 地域の危険箇所をまとめた地域安全情報を地域安全ニュースやインターネットを通じて提供します。	B
環境の整備		・ 夜間の通行安全と犯罪防止のため、防犯設備の充実を図るとともに、新たな取り組みについても検討を進めます。	B
青少年育成組織・団体の活動の活発化		・ 家庭・学校・地域社会の連携をより一層図ります。	B
		・ 茨木警察や茨木少年サポートセンター等との連携をより一層図ります。	B
		・ 小・中学校区ごとの青少年育成組織の充実に努めます。	B
		・ 青少年や地域の青少年組織が地域活動に参加することを推進します。	B

都市像 2 くらしやすらか「安心実感都市」の実現		
	施策	222 交通安全対策の推進
	べき指す	・交通事故による死亡事故者が減少しています。 ・駅前周辺等の不法駐輪が排除され、駅前の美化が進んでいます。
	将来計画	1 道路交通環境の整備 2 交通安全思想の普及徹底 3 総合的な駐車対策の推進 4 自転車の安全性の確保 5 道路交通秩序の維持 6 交通事故被害者対策の推進
	施策の取組状況まとめ	歩行者と車の分離(歩道の整備)を計画的に進めてきた。今後も、必要な箇所での整備を進める。 近年は自転車による事故が多く発生している。一部区間で自転車通行帯の設置を行ったほか、自転車道の整備を進めているところである。 安全な歩行空間の形成、自転車走行空間の整備は、「総合交通戦略」において今後の方向性を明らかにし、具体的な整備を進めるにあたって、「バリアフリー基本構想」「自転車利用環境整備計画」の策定に取り組む予定である。 交通ルールの遵守、マナーの向上に向けて、講習会等を実施している。これまでの講習会に加え、新たに高校生を対象にした自転車マナー向上の取り組みを実施したところであり、今後も、対象、目的に応じた啓発活動を実施していく。 なお、ルール遵守、マナー向上は、自動車運転者、自転車運転者だけでなく、歩行者においても必要なことであり、総合交通戦略においても検討した。

関連課		広報広聴課、建設管理課、道路交通課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
道路交通環境の整備		・緊急に交通の安全を確保する必要がある道路において、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等により交通事故防止のための安全な道路交通環境を形成します。	B
		・道路交通の安全確保において、地域住民や職業運転者等の意見を道路交通環境の整備に反映させます。	B
交通安全思想の普及徹底		・交通事故の防止に関する技能や知識を、年齢に応じて段階的・体系的に生涯にわたり学習していく交通安全教育を進めます。	B
総合的な駐車対策の推進		・交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。	B
自転車の安全性の確保		・安全な自転車走行に資する交通空間の整備に努めます。	B
		・自転車利用者に対し、定期的な点検整備を受ける機運を醸成するとともに、点検整備の拡充を図ります。	B
		・付帯保険により被害者の救済に資することを目的とするＴＳマークの普及に努めます。	B
		・安全性が高く、万一、製品の欠陥による人身事故が発生した場合の被害者救済措置がついたＳＧマーク制度の普及に努めます。	B
		・夜間ライトの取り付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上に努めます。	B
道路交通秩序の維持		・事故多発路線における朝夕の街頭指導を強化し、子ども、高齢者等の交通弱者の保護誘導活動を推進するとともに、著しい速度超過、信号無視、飲酒運転、放置及び違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取り締まりの強化を警察に要望します。	B
		・暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、関係機関・団体と連携し、暴走族対策を推進します。	B
交通事故被害者対策の推進		・広報誌等の積極的な活用により相談制度の周知に努め、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供します。	B

都市像 2 くらしやすらか「安心実感都市」の実現		
施策	223 消費生活の質の向上	
	目指すべき姿	・消費生活に対する市民の安心感が高まっています。
	将来計画	1 消費者教育・啓発の推進 2 消費生活相談の充実 3 自立した消費者の育成 4 環境に配慮した消費生活への取り組み 5 安全な食品の確保に向けた取り組み
施策の取組状況まとめ		消費生活相談に対する取り組みについては、相談体制の充実を行い、さらに複雑多様化する消費者問題に対応するため、相談員のスキルアップを継続的に図った。 消費者教育啓発の推進及び消費者並びに消費者団体の育成に対する取り組みについては、専門相談員・指導員の能力を最大限に活用し、出前講座、セミナー、科学教室、通信教育などを中心に消費者及び特に高齢者の見守り者に対する教育啓発をこの10年間継続して実施しており、消費者個人・消費者団体としての能力アップには一定の効果があった。 しかしながら、今日の高度情報化・国際化の進展により、相談内容も複雑・多様化してきており、まだまだ必要な人に必要な情報が提供されているとは言い難い現状である。今後は、ライフステージ（年齢）毎の特性に応じたきめ細かな関連施策との有機的な連携が必要となる。 なお、環境に配慮した消費生活への取り組みについては、身近な廃棄物減量や省エネルギーなど、様々な分野の情報提供や啓発を行うとともに、体験できるイベント等を行うことで、より効果的に実施できた。

関連課 市民生活課、環境政策課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
消費者教育・啓発の推進		・通信講座、講演会や消費生活展の開催とともに、各種啓発資料の発行や地域への講師派遣など、幅広い消費者教育・啓発活動を展開します。	B
消費生活相談の充実		・消費者問題の複雑化・多様化に対応するため、消費生活センターにおける相談・苦情・あっせん体制の充実を図ります。	B
自立した消費者の育成		・必要な情報の提供、被害の救済や消費者教育などの環境整備を図ります。	B
		・消費者団体の活動を支援し、消費者意識の高揚と自立した消費者の育成に努めます。	B
環境に配慮した消費生活への取り組み		・環境に配慮した消費生活に関する情報提供や啓発を図ります。	B
安全な食品の確保に向けた取り組み		・関係機関との連携により、安全な食品の確保に向けた情報提供や啓発を図ります。	B

都市像 2 くらしやすらか「安心実感都市」の実現		
	施策	224 上下水道整備の充実
	目指すべき姿	・市全域を上水道に統合し、効率的、安定的な給水がなされています。 ・新水質基準に適合した安全な水が供給されています。 ・地震等の災害に備えた耐震性の飲料用水道施設が整備されています。 ・下水が「大阪湾流域別下水道整備総合計画」で定められた排出負荷量を満たしています。 ・公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）と合併処理浄化槽等により、生活排水処理率が100%に近づいています。 ・市中心部の中央排水区で10年に1度の確率の降雨量にも対応できる雨水対策レベルに向上しています。 ・管渠、ポンプ場等の主要な施設の耐震性能が維持されています。
	将来計画	1 簡易水道の上水道への統合 2 水質の安全性確保 3 水道施設の更新 4 流域下水道の整備 5 公共下水道の整備
	施策の取組状況まとめ	簡易水道の上水道への統合は完了している。 水道については、市民生活や都市機能を支えるライフラインであることから、将来にわたり安定した給水サービスを提供していくため、老朽化した管や施設の更新、耐震化を推進してきており、今後も進めていく。 公共下水道(汚水)については、市街化区域での整備を終え、市街化調整区域においても生活環境の向上、公共用水域の環境保全のため、都市計画決定し整備を進めているところである。 また、安威川ダム建設に関連して、ダムの流域においては「特定環境保全公共下水道」の整備を進めている。 これにより、公共下水道処理計画区域内においての普及率(人口比)は99.2%に達しており、さらに、公共下水道の処理区域外では、市町村設置型合併処理浄化槽の設置を進めており、供用開始人口比で普及率21.9%に達している状況である。 雨水排水は、近年の都市型の局地的な短時間集中豪雨により浸水被害が発生しており、その軽減を図ることが必要となっている。水路の改修、雨水管の設置などの排水対策を計画的に進めていく。

関連課	水道総務課、下水道課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項 目		
簡易水道の上水道への統合		・各簡易水道が予備水源を持たないなど、水源安定性が低いため、上水道統合を推進します。	A
水質の安全性確保		・新水質基準に対応した自己検査体制の整備や「大阪府市町村水道水質共同検査」の活用などにより、安全な水質の確保に努めます。	B
水道施設の更新		・十日市浄水場をはじめ、水道施設が老朽化していることから、順次更新を行います。	B
		・震災に備え水道施設の耐震化を推進します。	B
流域下水道の整備		・中央処理場及び高槻処理場における処理施設の高度化を図り、水質改善に努めます。	B
公共下水道の整備		・越流回数、水量、水質、衛生上の問題（大腸菌等）の実態を明確にし、その削減等の対策を講じ、合流改善事業を推進します。	B
		・生活排水処理を進め、下水道整備区域と合併処理浄化槽整備区域とのすみ分けを行います。	B
		・彩都周辺は流域関連公共下水道を、安威川ダム周辺は特定環境保全公共下水道を整備し、北部地域におけるその他の市街化調整区域は合併処理浄化槽等により、生活環境改善と公共用水域の水質改善を目指します。	B
		・中心市街地（中央排水区）では、総合的な雨水対策により、10年に1度の確率の降雨量にも対応できるものへとレベルアップを図ります。	B
		・下水道施設管理システムの機能高度化を図ります。	B